

指定PETボトルの資源循環に関する検討会

2026年8月5日

経済産業省 環境省

目次

1. 検討会の背景・目的
2. PETボトルの資源循環を取り巻く現状
3. PETボトルの資源循環において考えられる課題及び課題に関連する情報

1. 検討会開催の背景・目的

- 2026年4月21日に循環経済に関する関係閣僚会議にて循環経済行動計画及びその施策集が取りまとめられ、動静脈連携による産業競争力強化において再生プラの需要拡大に向けた支援・ルール整備が提示された

再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備

事業イメージ

1. 容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進

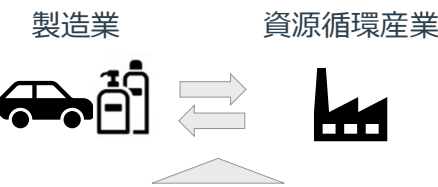
再生プラスチック分野は、各国の施策強化を受け、国際的な競争が激化する一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面している。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要である。また、ユーザーである製造業では石油由来プラスチックに比べ現状高価な再生プラスチックの積極的使用に向け支援も必要となる。そのため、早急に**需要と供給の両面で、プラスチック製容器包装等を由来として供給される再生プラスチックの資源循環の仕組みを確立すべく、以下について、集中的な支援・実証を行う**とともに、関連法令との整合性を取りながら、必要な制度的措置を検討する。

- ①製造業と資源循環産業の連携を通じた易リサイクル性の製品設計の可視化
- ②ケミカルリサイクルにおける忌避物質について動脈側又は静脈側での対応等
- ③リサイクルしやすい使用済みプラの回収量の拡大や再生プラの国内循環利用
- ④**容器包装リサイクル制度において国内基幹産業へ再生プラを供給するリサイクル事業者の優遇**
- ⑤**需要と供給のギャップ対策（費用的側面や時間的側面への対応）**
- ⑥資源循環政策の更なる周知拡大等

2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進

製造事業者等に**再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める**改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、**再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリング**を行う。また、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討する。さらに、取組が進んでいる製品については、**令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討する**。加えて、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促すため、改正法に基づき、資源循環の高度化や再生材の品質向上への寄与といった観点も踏まえつつ、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進める。

【動静脈連携の促進】



1. 容器包装由来の高品質な再生プラスチック供給拡大
2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出、環境配慮設計の促進

今後の予定

目指す姿/取組指標

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～
動静脈連携でのリサイクル性要件可視化	動静脈連携での要件共有、取組推進			
易リサイクル性の製品設計の検討	易リサイクル性の製品設計の推進			
一廃・産廃における包装材の回収量拡大に向けた検討	自治体・排出事業者の取組推進			
容器包装リサイクル制度での動静脈連携による高品質プラ製品製造に係る推進枠の創設等、需要側の価格許容とコストギャップ対策				
再生材利用義務の対象見直し、数値規制の検討開始・段階的導入（PETボトル等）				
特に優れた環境配慮設計に関する製品別の認定基準策定・設計の認定				

- プラスチック製容器包装を由来とした高品質再生プラスチックの供給体制の構築
- 製造事業者等における再生プラスチックの需要確保
- より高度な環境配慮設計の普及

（出典）経済産業省・環境省_循環経済に関する関係閣僚会議「循環経済行動計画施策集（令和8年4月21日）」

1. 検討会開催の背景・目的

背景

- 改正資源有効利用促進法に基づき再生プラスチックの計画策定・定期報告を義務付ける動きがある中、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大、さらに、取組が進んでいるPETボトルについては、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことが検討されていることを踏まえると、**既存のリサイクル制度である「容器包装リサイクル法」の更なる有効活用も重要となる。**
- 容器包装リサイクル法は、消費者、市町村、事業者の適切な役割分担の下、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装廃棄物のリサイクルを推進する仕組みとして運用されている。昨今、**様々な環境変化が起きている中で、PETボトルの供給における予見性（容リ制度におけるPETボトルの入札量・落札価格の安定等）を向上させるために、適切な運用方法を検討する必要がある。**

目的

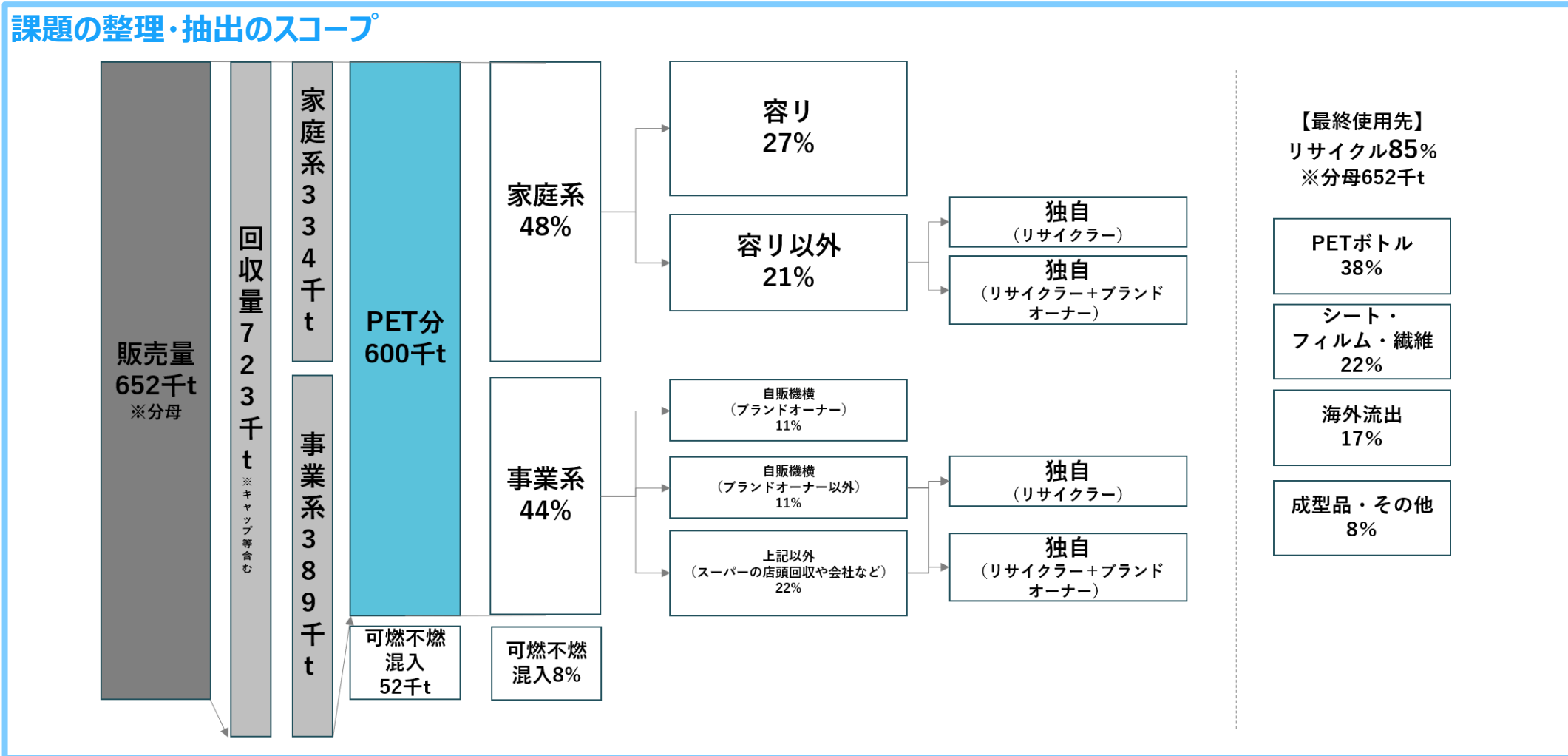
- PETボトルの置かれている「現状把握」から「課題抽出」、容器包装リサイクル法に係る「制度見直し」等まで幅広い議論を行う。
- 更なる資源循環の加速・高度化に向けて、**国外を含めた再生PETボトル全体の利用動向や再生PETボトルの取引価格等を含めたデータ分析を行い、容器包装リサイクル制度の運用見直しに関する方向性を検討する。**

第1回検討会の目的

- 第1回検討会においては、背景情報等を踏まえた課題、および、各ステークホルダーの考える課題を整理し、PETボトルの資源循環に向けて**取り組むべき課題認識の共通化**を図る。
- また、施策検討に資するデータ分析を実施するために、データ分析の際に考慮すべき事項の抽出、内容に係る過不足を確認いただき、価格の安定化に向けた**データ分析を行うことへ同意いただく。**

1. 検討会開催の背景・目的

- PETの継続的な資源循環に向けて、PETのマテリアルフロー全体をスコープとして課題の整理・抽出を行う。



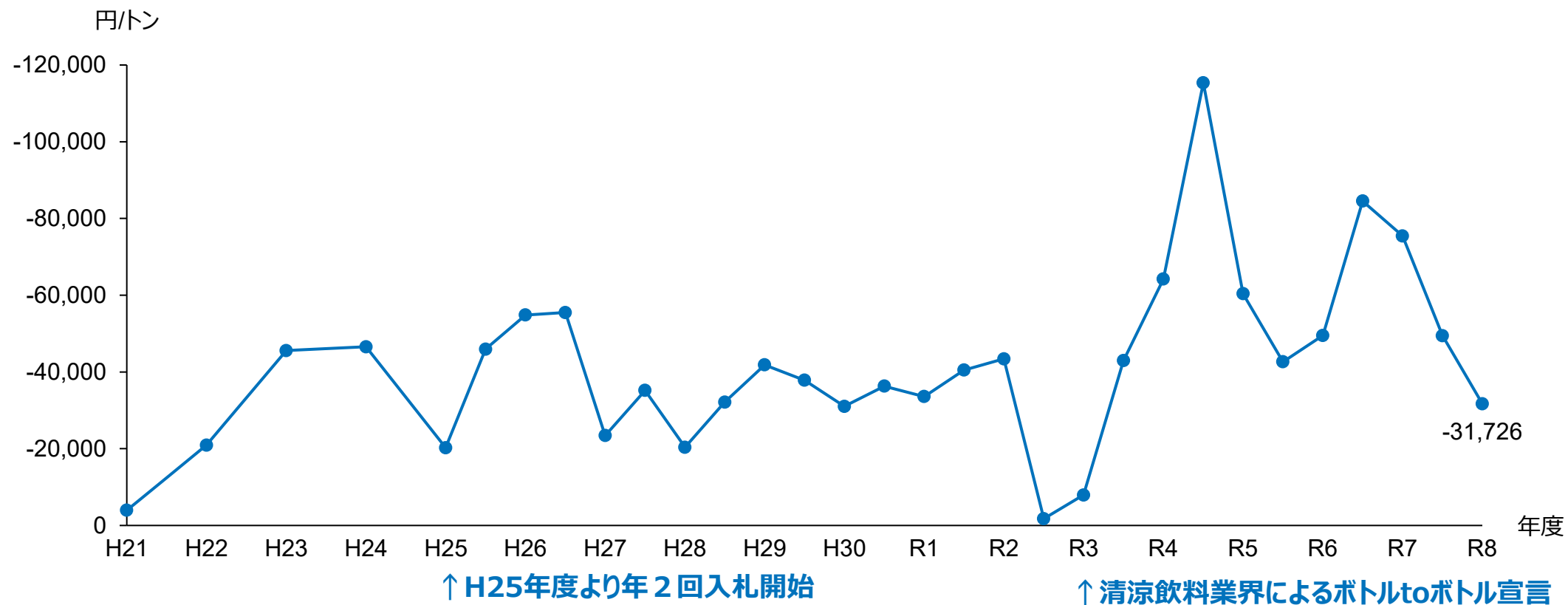
(出典) 事業者ヒアリングを基に経済産業省にて作成

※本資料における家庭系の独自ルートは、市町村が指定法人ルートに依らず独自に入札・協定等により再商品化事業者等へ引き渡すルートを指す。

1. 検討会開催の背景・目的

- 指定法人ルート of 落札価格の変動が近年大きく、PETの資源循環を継続する上での課題の1つであると認識している。
- 容リ制度の見直しの方角性として、PETの落札価格等の安定化に向けて検討することを想定。

ペットボトル落札単価の推移



(出典) 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会のリサイクル関連データ (落札・登録) https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/dl/excel/kyokai/dl_kyokai_rakusatsu.xlsx

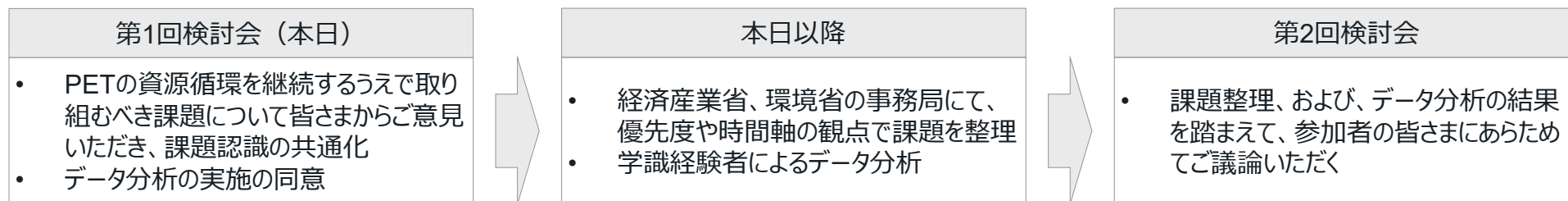
本日も議論いただきたい論点

- 指定法人ルートにおける落札価格の安定化を主要な論点の1つとして考えているが、その他にも検討すべき課題があればご提示いただき、ご議論いただきたい。

本日も議論いただきたい論点

- ✓ PETボトルの資源循環を継続・向上するうえでの課題（以下想定例）
 - 指定法人ルート：落札価格を安定化することが大きな課題の1つではないか
 - 独自ルート：リサイクル実態の把握等が必要ではないか
 - 事業系：回収PETボトルの品質向上、回収ルート（店頭回収等）の改善等に向けても検討が必要ではないか
- ✓ 価格の安定化に向けたデータ分析の実施への同意、および、データ分析の内容に係る過不足の有無（別資料にてご説明）

〈議論の流れのイメージ〉



2. PETボトルの資源循環を取り巻く現状

- ① 国内の政策動向
- ② 海外の政策動向
- ③ 関連する業界の動向

2-①. 国内の政策動向 | プラ新法における環境配慮設計に基づく設計認定制度

- プラスチック資源循環促進法における環境配慮設計指針として、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項として「プラスチック使用製品設計指針」が定められた。
- 特に優れた環境配慮設計として国から設計認定を受けるに当たっては、総合的な評価及び情報等の公表、及び、製品分野ごとに別に定める基準（設計認定基準）に適合していることが求められる。
- 清涼飲料用ペットボトル容器を含む4分野を対象に設計認定基準が策定され、2026年1月25日付けで施行された。

清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定基準

要求事項1詳細：指定PETボトル自主設計ガイドライン（必須事項）への適合

要求事項 1	PETボトルリサイクル推進協議会が策定する指定PETボトルの自主設計ガイドラインにおける必須事項のすべての項目を満たすこと
要求事項 2	年間ベースのボトル平均重量が、用途・容量別に定める軽量化基準を満たすこと
要求事項 3	再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックを年間重量ベースで15%以上使用していること

〈認定状況〉

2026年2月10日に初めて認定が行われ、合計41件のプラスチック使用製品が認定、うち清涼飲料用ペットボトル容器では18件が認定された。

ボトル

- PET単体とすること
（PET主材以外の物質を添加、複合などをして用いていない）
（衛生安全性が確保され再利用上問題がない）
- 着色はしないこと
- 把手は、無着色のPETもしくは比重1.0未満のPE、PPを使用すること
- ボトル本体への直接印刷は行わないこと（賞味期限・製造所固有記号・ロット印字などの微細な表示は除く）

ラベル

- PVCを使用しないこと
- 再生処理の比重・風選・洗浄で分離可能な材質・厚さであること
- ラベル印刷インキは、PETボトルに移行しないこと
- アルミをラミネートしたラベルは使用しないこと

キャップ

- アルミキャップは使用しないこと
 - PVCを使用しないこと
 - 比重1.0 未満のPEまたはPPを主材とすること
 - ガラス玉・パッキンを使用する場合は飲用後の取り外し方をラベルに明示すること
- ※上記4項目は、シェル材、中栓・ライナー材すべてに適用する

2-①. 国内の政策動向 | 資源有効利用促進法

- 製造事業者等に再生プラの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行された。
- PETボトル等の取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラ利用率の義務化が検討されている。

改正資源法の概要

- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品を対象に、再生プラスチック利用の計画提出・定期報告に関する省令を制定。
- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品はプラスチック製容器包装（食品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く）、自動車、家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）が対象。

判断基準省令の内容

①目標の設定	- 再生プラスチックの利用率・利用率を向上させるための目標の設定 - 国産再生プラスチックを利用するよう配慮
②再生プラスチック利用促進のための技術の向上	- 使用済物品等から再生プラスチックを取り出す技術 - 再生プラスチックを製品に利用する技術 等
③二酸化炭素の排出量の削減	再生プラスチック利用促進により、製品の原材料調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努める
④管理体制の整備	- 再生プラスチックの利用率・利用率を適切に記録 - 再生プラスチック利用促進に関する事業場ごとの責任者の選任

計画提出・定期報告

- 計画提出は、毎年度9月末日までに行う（2027年度から）
- 定期報告は、毎年度9月末日までに行う（2028年度から）

〈参考〉利用計画のフォーマット

I 再生プラスチックの利用の促進に関する目標

事業年度	① 年度	② 年度（任意）
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用率	トン／ %	トン／ %
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用率	トン／ %	トン／ %
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用率	トン／ %	トン／ %

II 計画内容

(1) 技術の向上

(2) その他

2-①. 国内の政策動向 | プラスチックの輸出に係るバーゼル法該否判断基準

- プラスチックの輸入国において、リサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしている状況を踏まえ、2019年にバーゼル条約の規制対象にプラスチック廃棄物を追加する附属書改正が決議された。※
(※改正附属書発行後も相手国の同意があれば輸出は可能であり、輸出禁止措置ではない)
- 国内では2021年1月1日より「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」を適用し、ペットボトル由来プラスチックについてはバーゼル法の規制対象外となるための条件としてフレーク状に裁断されていること等を判断基準としている。

バーゼル法の規制対象外となるための条件

PE、PP、PETから成るプラスチックの廃棄物の混合物*の判断基準として、下記A)～C)の条件を全て満たすものをバーゼル法の規制対象外とする。

- A) 分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B) 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C) 裁断され、フレーク状になっていること

*ペットボトルのボトル、ラベル、キャップの混合物を想定した規定

ペットボトル由来プラスチックの該非判断の例

規制対象外



規制対象



2-①. 国内の政策動向 | スクラップヤード規制強化に関する廃棄物処理法改正

- スクラップヤードへの規制を強化する廃棄物処理法の改正案が2026年6月に成立、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に関する許可制が導入される。環境汚染のおそれのある物品については国内における再生を原則とし、輸出の際は環境大臣の確認を要することとなる。
- 輸出の際に環境大臣の確認が必要となる「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」※はバーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものであり、前頁のペットボトル由来プラスチックの状態によっては、輸出確認の対象に該当し得る。

※「特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品」も同様。

輸出確認規定

特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出確認規定

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するもの**とし、その再生等はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を**輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならない**ものとする。（第24条の21関係）

輸出要件・罰則

輸出要件

- 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
- 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
- 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

罰則

- 無許可営業、無確認輸出等の違反には、廃棄物と同等の罰則を措置
- 無許可営業、許可不正取得、事業停止命令違反、無確認輸出（未遂含む）等を行った場合には、最大5年の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する。
 - 法人の場合には、最大3億円の罰金を科する。

2-①. 国内の政策動向 | 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度

- 2020年6月1日に食品用器具及び容器包装ポジティブリスト制度が導入、2025年6月1日より完全施行された。
- ポジティブリストに個別に規格が定められた合成樹脂は食品用器具・容器包装に使用が認められる。食品非接触層については、国が定める溶出基準を超えるおそれがない場合ポジティブリストによる規制の対象外となる。

ポジティブリストの対象範囲

- 全ての層が合成樹脂である場合、全ての層がポジティブリストの対象
- 食品接触層が合成樹脂であり、食品非接触層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象
- 食品接触層が合成樹脂以外である場合、食品非接触層に合成樹脂の層があってもポジティブリストの対象外

※ただし、食品非接触層については、人の健康を損なう「おそれのない量」として厚生労働大臣が定める量（0.01ppm）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合は、ポジティブリストの対象外



ポジティブリストの対象

VRV構造

バーシ原料(V)
再生原料(R)
バーシ原料(V)

- 複層材の場合、食品側が基準を満たすことで可

VRV構造を利用した製品



- 複層材は、卵パック等に広く利用されており、国内再生PET樹脂の約半数を占める大きな再生市場となっている

人の健康を損なう「おそれのない量」

- 厚生労働大臣が定める量（0.01ppm）を超えない条件（使用温度、食品接触層の厚さ等）を消費者庁がシミュレーションにより算出し、QAにより例示している

食品非接触層に含まれる物質の食品への移行量が0.001mg/kg以下となることが予測される食品接触層の種類とその使用条件の例

食品接触層	使用温度	5μm	10μm	20μm	30μm	40μm	50μm	100μm	200μm	500μm	1000μm
・Tg又はBPTが130℃程度	100℃	1.5時間	5.7時間	21時間	1.9日間	3.4日間	5.3日間	19日間	73日間	1年間	1年間
	80℃	7.5時間	1.2日間	4.4日間	9.4日間	16日間	25日間	94日間	360日間	1年間	1年間
	60℃	1.9日間	6.9日間	26日間	56日間	97日間	150日間	1年間	1年間	1年間	1年間
	40℃	14日間	51日間	190日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・材質区分1	20℃	130日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
	0℃	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが100℃程度	100℃	—	—	3.5時間	7.6時間	13時間	20時間	3.2日間	11日間	70日間	270日間
	80℃	1.2時間	4.6時間	17時間	1.6日間	2.7日間	4.1日間	15日間	59日間	340日間	1年間
	60℃	7.3時間	1.1日間	4.2日間	9.2日間	16日間	24日間	92日間	350日間	1年間	1年間
	40℃	2.3日間	8.4日間	31日間	68日間	120日間	180日間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが70℃程度	20℃	22日間	82日間	310日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
	0℃	300日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが40℃程度	100℃	—	—	—	1.3時間	2.2時間	3.3時間	2.7日間	2.0日間	11日間	43日間
	80℃	—	—	—	2.8時間	6.1時間	11時間	16時間	2.7日間	9.2日間	56日間
	60℃	1.2時間	4.4時間	17時間	1.5日間	2.6日間	4.0日間	15日間	57日間	330日間	1年間
	40℃	8.9時間	1.4日間	5.1日間	11日間	19日間	30日間	110日間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが0℃程度	20℃	3.6日間	13日間	50日間	110日間	190日間	290日間	1年間	1年間	1年間	1年間
	0℃	49日間	180日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが-50℃程度	100℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	80℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	40℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・Tg又はBPTが-50℃程度	20℃	1.3時間	4.7時間	18時間	1.6日間	2.8日間	4.2日間	16日間	60日間	350日間	1年間
	0℃	17時間	2.7日間	10日間	22日間	38日間	58日間	220日間	1年間	1年間	1年間

Tg又はBPT：ガラス転移温度又はボールブレッシャー温度

材質区分1：食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1第1表の材質区分欄が「1」である物質を指す。

—：1時間未満となるため具体的な時間は提示できない。

繰り返し使用する器具にあっては、食品接触層が破損していない場合に限る。

乾燥食品、発付食品又は皮付き食品に対して室温以下で使用する場合には、食品接触層の厚さが20μm以上であれば、「1年間」とする。

2-①. 国内の政策動向 | PETのアンチダンピング

- 経済産業省・財務省は中国から輸入されるPETについて、2017年12月から2028年2月までの間アンチダンピング関税を課すことを決めている。

アンチダンピング措置の概要

品目	関税率表第3907.61号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの）
特徴	一般に白色のペレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。
課税期間	2017年12月28日～2028年2月2日
対象国	中華人民共和国（香港地域およびマカオ地域を除く）
税率	5社：39.8%、1社：51.0%、1社：51.4%、その他：53.0%

〈PET市場において推測される影響〉

飲料メーカーにとっては調達コストの上昇や調達先の変更等の影響を受ける可能性がある一方、国内のPETメーカーや再生PETの経済的な競争力が高まり、循環型経済やリサイクルが推進が期待される。

これまでの経緯

項目	日付
申請	2016年9月6日
調査開始	2016年 9月30日
関税番号の改正	2016年12月22日
仮の決定	2017年8月4日
暫定措置決定	2017年8月29日
暫定措置発動	2017年9月2日
調査期間延長	2017年9月27日
調査結果報告書公表	2017年12月15日
確定措置発動	2017年12月28日
課税期間延長の申請	2021年12月3日
課税期間延長の調査開始	2022年2月10日
課税期間延長に関する調査結果報告書公表	2023年2月3日
課税期間延長に関する政令の施行	2023年2月4日

2-②. 海外の政策動向 | EUにおけるプラスチックに係る規則

- EUではプラスチックを食品用途に使用する際の安全性評価に係る規則や、域内での再資源化、再生材の含有量に係る規則が施行されている。

EUにおけるプラスチックに係る規則

規則名称	施行時期	概要	飲料メーカーへの影響例
REACH規則	2007年6月1日	化学物質を登録・評価・認可・制限する制度。PET樹脂そのものより、添加剤、着色剤、PFAS、BPA系物質等が論点となる。情報伝達や届出義務が発生する。	キャップやラベル等に使用する着色剤や含有物質のデータ管理
使い捨てプラスチック指令	2019年7月2日 発効	使い捨てプラスチック製品による環境・海洋ごみ影響の低減を目的とする指令。プラスチック飲料ボトルについては、2025年までに分別回収率77%、2029年までに90%を達成すること、 PET飲料ボトルについて2025年から再生プラスチック25%以上、2030年から全プラスチック飲料ボトルで30%以上の再生材含有 を求める。加えて、3L以下の飲料容器ではキャップ・蓋を容器に接続したままにする設計要件も含む。	- 再生PET調達量の確保 - 再生PET使用の証明 - キャップ一体型ボトルへの設計変更
食品接触材規則	2022年10月10日/再生プラに係る規則	再生プラスチックを食品接触材料に使う場合 、欧州食品安全機関（EFSA）が 各工程の安全性評価を行う 。最終的には欧州委員会および加盟国がEFSAの安全評価に基づいて、食品接触材料に使用するリサイクル工程を承認するかどうか決定する。	- 規定に則したリサイクル技術・工程による製造 - 適合宣言書の添付
廃棄物輸送規則	2024年5月20日/改正法施行	OECD非加盟国へのプラスチック廃棄物の輸出を全面禁止とする。 輸出による処理依存を減らし、域内循環と食品接触用途での安全性評価を強化 することで、域内で設計・回収・再資源化し、再生材として使用する。	再生PET輸入量減少
包装・包装廃棄物規則（PPWR）	2025年2月11日	素材や原産地に関わらず、あらゆる包装材および包装廃棄物を対象として、2030年までにEU市場における全ての包装材を経済的にリサイクル可能とすること、また、包装材における再生プラスチックの使用を安全に拡大し、包装におけるバージン素材の使用量を削減することが目的。 PETボトルについては、2030年までに30%以上、2040年までに50%以上リサイクル材を含有する必要がある 。また、分別回収率を2025年までに77%、2029年までに90%を目標として、デポジット制度等により達成するとしている。	- 再生PET調達量の確保 - リサイクル可能性基準の遵守

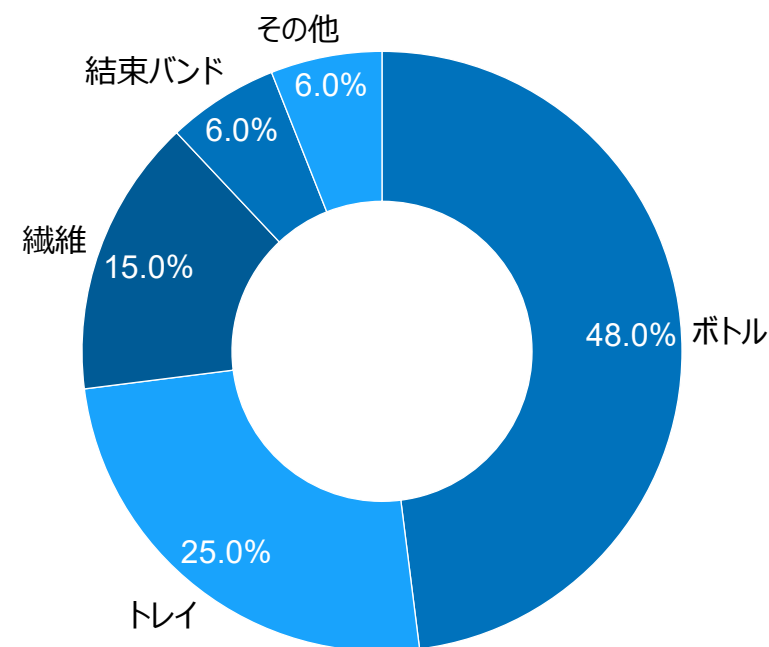
2-②. 海外の政策動向 | EUにおけるPETボトルのリサイクル状況

- EUにおいて、2022年時点でのPETボトルのリサイクル材含有率は24%
- 回収されたPETのうち約半数がボトルに使用されている

EUにおけるPETボトルリサイクルに係るデータ（2022年）

項目	数値	備考
リサイクル材含有率	24%	—
回収率	60%	2020年：45%
分別率（飲料ボトル）	75%	2020年：61%
流通量	約500万トン	うち97%以上が包装材（ボトル：340万トン、トレイ：100万トン、フィルム：37万トン）
回収量	約270万トン	リサイクル用途
リサイクル設備の処理能力	約300万トン	うち140万トンは食品接触用途

リサイクルPETの用途（2022年）



（出典） PETCORE EUROPE “PET Market in Europe : State of Play”
EPBP “How to keep a sustainable PET recycling industry in Europe”

2-③. 関連する業界の動向 | 清涼飲料業界

- 資源循環、脱炭素、海洋プラスチック問題といった社会課題に対応するため、清涼飲料業界は、「2030年PETボトル100%有効利用宣言」「2030年ボトルtoボトル比率50%宣言」を実施し、取り組んでいる。

2030年PETボトル100%有効利用宣言

- 2018年11月、清涼飲料業界は「2030年PETボトル100%有効利用宣言」を実施。
- 「混ぜればごみ、分ければ資源」の考えのもと、清涼飲料業界が一丸となって、消費者・政府・地方自治体・関連団体等と連携しながら、資源循環型社会の形成と海洋ごみゼロの実現を目指すことを宣言
※有効利用：リサイクル+熱回収

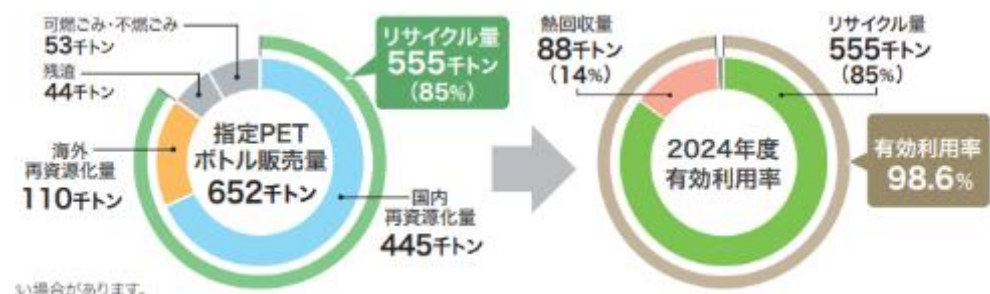
2030年ボトルtoボトル比率50%宣言

- 2021年4月、清涼飲料業界は、使用済みのペットボトルから再びペットボトルへリサイクルする水平リサイクル「ボトルtoボトル」の比率を2030年に50%以上にすることを宣言。
- 今後さらなるボトルtoボトルの取り組みを推進

(出典) 全国清涼飲料連合会「資源循環に関する業界宣言」
PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2025」

指定PETボトルの有効利用率

- 2024年度の指定PETボトルの有効利用率は、98.6%。残りは、概ね単純焼却や埋め立て処理されている。



ボトルtoボトル比率の推移

- 2024年度のボトルtoボトル比率は37.7%となり、前年比で約4ポイント向上



2-③. 関連する業界の動向 | 繊維業界

- 回収PETボトルなどの再生原料を使用したリサイクル化繊が広く普及しているが、使用後繊維製品を原料とする繊維から繊維への水平リサイクルも含めて、さらなる拡大について検討している。

持続可能な社会の実現に向けた化繊産業の取組と課題（一部抜粋）

取組	方針	課題
(1) 回収PETボトルのリサイクル	石化原料に代えて回収PETボトルを原料として化繊生産を進めているが、今後更に拡大することで、再生原料の利用促進の観点から資源循環に貢献していく。	化繊企業においては不純物の除去など再生PET原料を使いこなす技術開発、用途開発が求められるほか、回収PETボトルの安定確保、回収システムの構築、国や自治体等との連携等が求められる。
(2) 繊維製品のリサイクル	既に一部の化繊企業は、衣料品等において事業化を始めている。今後、技術的課題や回収に関わる諸問題をクリアすることで実用領域を拡大し、化繊製品のクローズドループ型のリサイクル体制を構築することで資源循環に貢献していく。	製品を一旦ポリマーあるいはモノマーまで戻してリサイクルする手法においては、繊維製品の易リサイクル設計が求められ、適用できる製品が限定される。まずは、単一素材に近い使用済み繊維製品での実現が課題となる。また、製品を油化、ガス化するなどの新しいケミカルリサイクル技術は、適用に当たってはCO2排出を含む様々な環境側面から、その有効性について多面的な解析を行うべきである。
(3) 植物由来原料の活用	既に一部の化繊企業は、全面的あるいは部分的に植物由来原料を使用した化学繊維の商業生産を始めており、拡大しつつある。植物由来原料を活用した化学繊維は、限りのある化石資源に依存せず、廃棄時に焼却してもライフサイクルでのCO2排出がない点で優れており、循環経済の促進や気候変動対策に貢献していることから、さらなる拡大が望まれる。	生産量の拡大や適用繊維の本格的な拡大に当たっては、食糧生産との競合や森林等の環境破壊を回避するよう、食用作物の未利用部分を活用する等の手立てが必要である。石化原料由来の化学繊維との品質面、コスト面での比較、および植物由来化繊の用途拡大への取り組みが必要である。

【共通課題】

- 消費者にこれら資源循環に貢献するリサイクル原料または植物由来原料を用いた製品の価値を認識してもらうことがこれら製品の普及に繋がるため、消費者の意識付けに加えて、ユーザー産業や消費者がこれら製品の環境性能を判別し、正しく選択できるような表示制度や認証制度等の構築が求められる。
- 特に(2)、(3)については、実用化に向けて更なる技術開発、実証が必要であり、国の支援が望まれる。

（出典）日本化学繊維協会「サステナビリティ対応方針について」

2-③. 関連する業界の動向 | 再生材の使用目標

- 大手飲料メーカーやアパレルメーカーでは、リサイクル材の使用目標を策定。
- 米国では、事業者がボトルのリサイクルシステムの構築促進のためにインフラ整備や教育に対して投資。

大手飲料企業・アパレル企業の再生材使用率の目標

事業者名	再生材使用率目標
コカ・コーラ (米国)	2035年までに世界で使用するプラスチックに30%～35%の再生材を使用。日本においては、2035年までにPETボトル等における再生材使用率を50-55%、自主回収したPETボトル等の空容器の水平リサイクル率100%（2026年「CSV Goals」）
ペプシコ (米国)	主要なプラ製包装材において、2035年までに再生材含有量を40%以上とする（2025年「PepsiCo Positive」）
ネスレ (スイス)	プラ製包装材における再生材の使用率30%。2025年度実績：20.6%（2018年プレスリリース）
サントリー (日本)	2030年までにグローバルで使用する全てのPETボトルを再生素材あるいは植物由来素材等に100%切替（2019年「プラスチック基本方針」）
キリン (日本)	2027年までにPETボトルにおいて50%再生樹脂を使用（2019年「キリングroup プラスチックポリシー」）
アサヒ飲料 (日本)	2030年までにPETボトルを100%再生素材またはバイオ由来の素材等に切替（2019年「容器包装2030」）
ファーストリテイリング (日本)	2030年度までに全使用素材の約50%を再生素材などに切替（2021年「2030年度目標とアクションプラン」）
H&M Group (スウェーデン)	2025年までに使用素材の30%を再生素材に切替、2030年までに100%再生素材またはよりサステナブルな方法で調達された素材を使用（2018年度サステナビリティレポート）

（出典）各社HP等によりNTTデータ経営研究所作成（確認日：2026年7月21日）

3. PETボトルの資源循環において考えられる課題及び課題に関連する情報

〈課題に関連する情報〉

① 流通動向

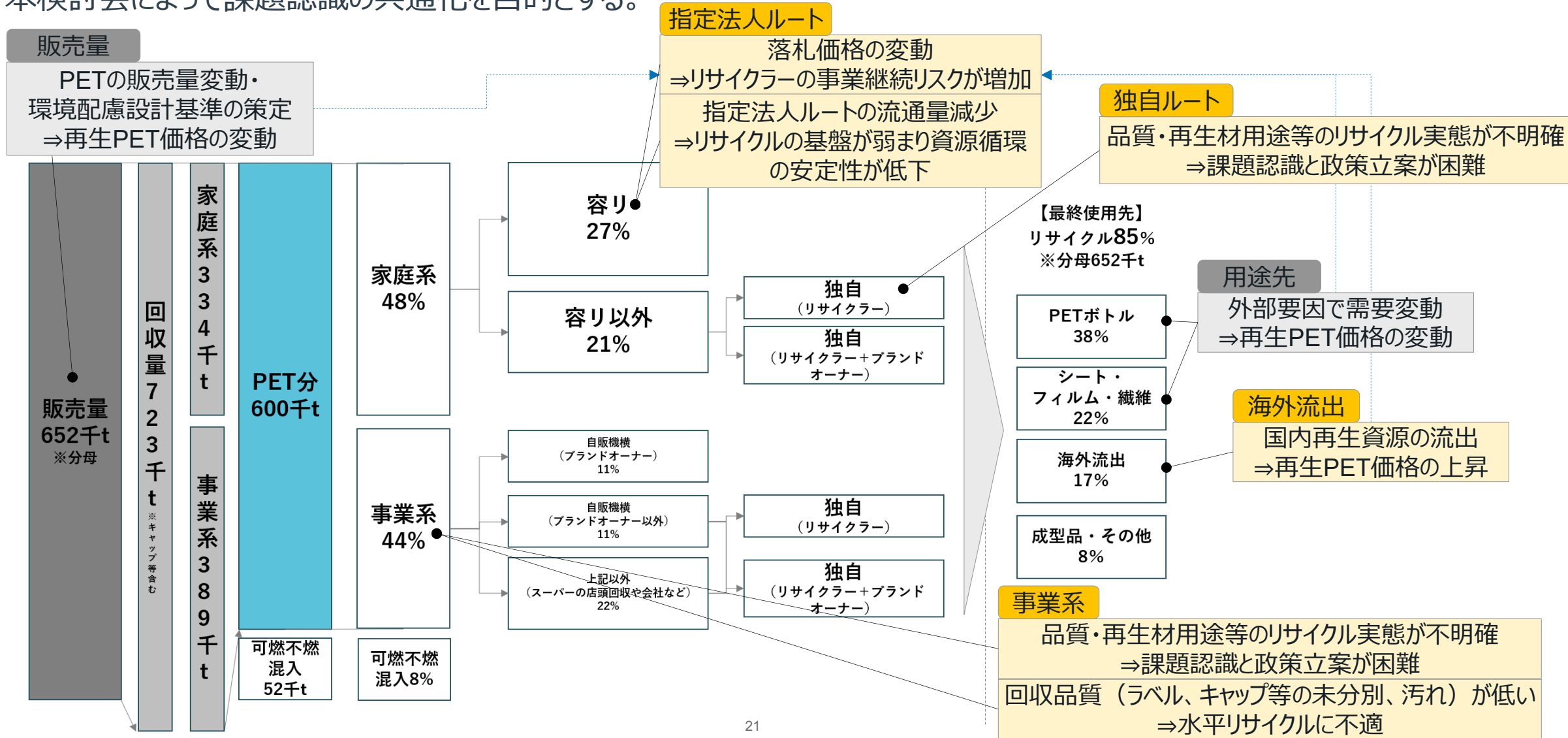
- i. 指定PETボトルの販売量
- ii. 家庭系の流通量
- iii. 家庭系（独自ルート）の流通状況
- iv. 事業系PETの品質
- v. 使用済みPETの輸出量

② 価格動向

- i. バージン材価格
- ii. 使用済みPETボトル価格
- iii. 再生PET価格
- iv. 輸出価格

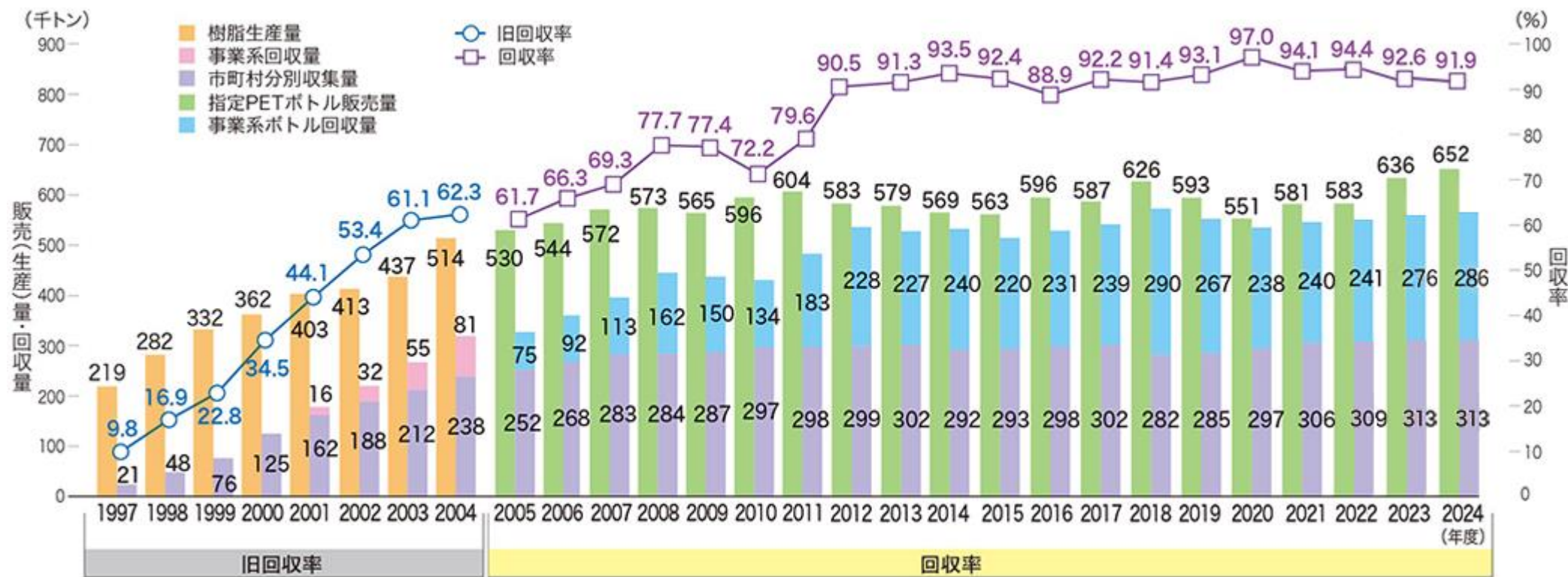
3. PETボトルの資源循環において考えられる課題

- 落札価格の変動が主要な論点の1つと考える。その他、検討すべき論点についてご議論いただきたい。
- 本検討会によって課題認識の共通化を目的とする。



3-①. 流通動向 | 指定PETボトルの販売量

- 指定PETボトルの販売量は増加傾向にあり、2024年度は652千トンで最多となっている。
- 家庭系・事業系を合わせた回収率は2012年度以降およそ90%以上で推移している。

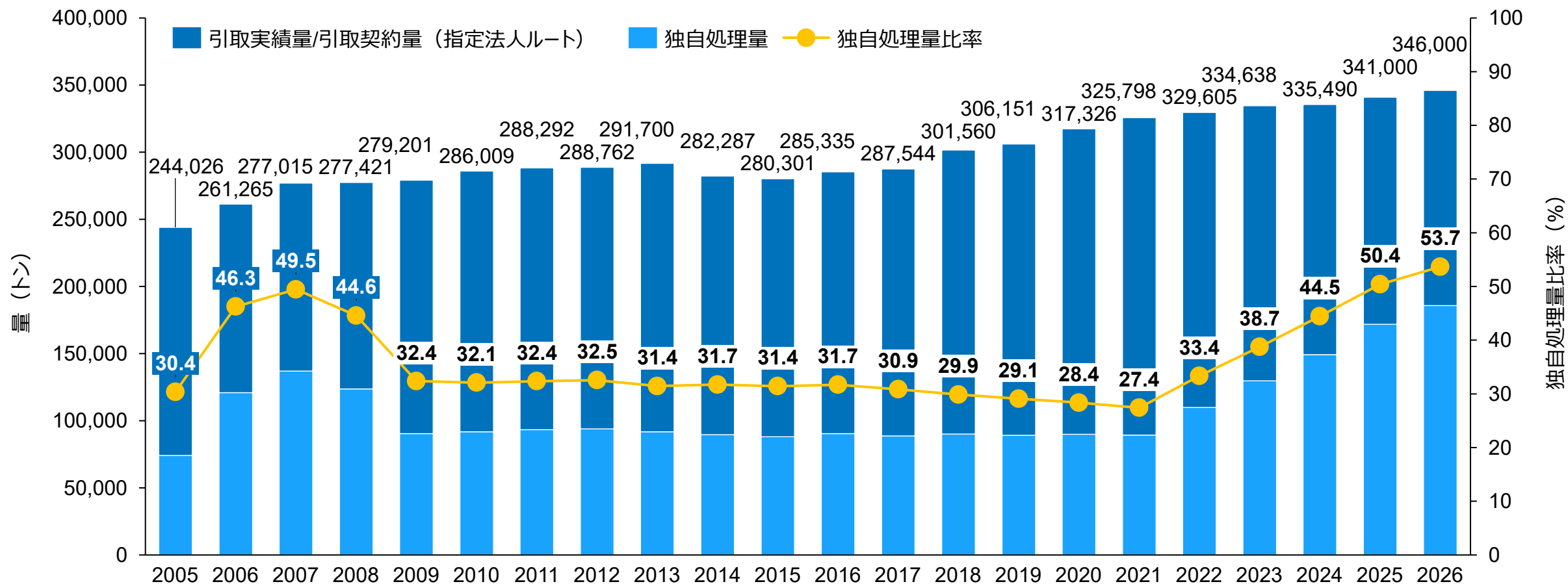


※従来指標の回収率は市町村分別収集量（環境省発表）と事業系回収量（推進協議会調査）を分子にしていた。
事業系回収量は調査により把握できた数値であるため、従来指標の回収率は参考値の扱いとなる。
なお、2018年度より正味のPETボトル量を分子としている。

（出典）PETボトルリサイクル推進協議会HP_参考指標：回収率推移

3-①. 流通動向 | 家庭系の流通量

- 家庭系の流通量内訳では、2022年以降で独自処理量の割合が増加しており、2025年からは独自処理量の方が多くなっている。



（出典）公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会HP_指定法人ルートと独自処理の比較 PETボトルを基にNTTデータ経営研究所作成

3-①. 流通動向 | 家庭系の流通量

- 指定法人ルートから独自ルートに変更する一因としてボトルtoボトル等の用途指定が可能となることが挙げられる。



容リ協の入札制度に係る
市町村の意見

- 容リ協はありがたい存在であるが、リサイクルの用途指定ができる方がより望ましい形であると考えている。容リ協側からも、もし用途指定ができれば容リ協を利用するか、と聞かれた。容リ協は処理が確実に行われるというメリットがあるため、もし用途指定ができていたとしたら、引き続き容リ協に引き渡していた可能性は高い。
- 容リ協は、資源循環を目指すのであれば、市町村の意向を汲んだ条件を入札に加えられるようにすればよいと思う。当市町村としても、容リ協への使用済みペットボトルの引渡しを止めたくて止めたわけではない。
- リサイクルがあまり行われていなかった時代からリサイクルを担ってきた容リ協の役割を否定するつもりはないし、今でも必要な部分もあると思う。容リ協でも、引き受けた使用済みペットボトルをボトルtoボトルに近いリサイクルに回すことができるのであれば、市町村は容リ協を利用するはずである。
- 指定法人ルートを利用している一番の理由は安定性である。取引先が急遽取引を中止した際も、容リ協が代わりに別の事業者を、責任を持って探してくれる。



独自ルート、ボトルtoボトルの
契約方式に係る
市町村の意見

(独自ルート)

- 独自ルートは年に2回、入札により決定している。入札仕様書では、引き渡されたペットボトルは国内でリサイクルを行い、海外に輸出しないことや、サーマルではなく、ケミカルリサイクル又はマテリアルリサイクルにより資源化を行うことを入札参加条件としている。そのため、結果として、容リ協の入札と同じくらいのハードルが設定されており、素性のしっかりしている事業者のみが入札に参加することができる。

- 独自ルートにおける再商品化事業者については、ボトルtoボトルを実現できる事業者を対象を限定した、制限付き一般競争入札で選定している。

(ボトルtoボトル)

- 飲料メーカーと協定を締結している。協定における当市町村の直接の契約先は、再商品化事業者であり、市町村が収集した使用済みペットボトルを買い取ることについての随意契約である。
- ボトルtoボトルでのリサイクルで、一定の歩留まり率を保つこととし、事業者は公募型プロポーザル方式で募集した。

※公正取引委員会のアンケート調査に回答した一部市町村の意見。公正取引委員会は、再商品化事業者間の競争がより促進されるよう、入札制度に関する不断の検討を行うことが望ましいという考えを示している。

3-①. 流通動向 | 家庭系（独自ルート）の流通状況

- ・独自ルートでは市町村と飲料メーカー等の2者での協定締結、左記の2者に再商品化事業者等を加えた3者以上での協定締結、自治体による入札を実施している場合等がある。

独自ルートのパターン例	実施事例（一例）	
	自治体	内容
市町村と飲料メーカー等の2者での協定締結	横須賀市	・神奈川県横須賀市とアサヒ飲料が2026年3月27日に「ボトルtoボトルリサイクル協定書」を締結 ・メカニカルリサイクルの工程で発生する残余物をケミカルリサイクルしていくことでリサイクル率の向上を目指す ・横須賀市民に向けた「ボトルtoボトル」の啓発活動や環境教育活動にも連携して取り組む
市町村と飲料メーカー等、再生処理事業者等の3者以上での協定締結	都城市	・都城市と遠東石塚グリーンペット、伊藤園、ペトリファインテクノロジーが2025年8月6日に「ペットボトル水平リサイクル事業に係る連携協定」を締結 ・協定項目としてペットボトルの水平リサイクルに加え、環境教育・環境啓発活動、地域経済の活性化、カーボンニュートラル実現に向けた取組の推進の4つを設定している
自治体による入札の実施	札幌市	・「ボトルtoボトル試行事業（ペットボトルバール品の売払い）」公募型企画競争を2024年に実施 ・引渡し量等を変更した方法で「第2期ボトルtoボトル試行事業」を2025年に実施 ・評価基準に基づき企画提案内容を審査、評価項目には環境負荷低減、品質、独自性・先進性、実施体制、事業実績、価格等がある

3-①. 流通動向 | 事業系PETの品質

- 事業系のPETボトルは分別されていないこと、他のごみも混入していること等により家庭系のPETボトルと比較して品質が劣っている状況にある。


収集を実施する
利用・製造等事
業者の意見

- 当社が自動販売機横のリサイクルボックスから収集している使用済みペットボトルは、産業廃棄物として処理費用を支払った上で引渡先事業者に取り取ってもらっている。リサイクルボックスの中の使用済みペットボトルは品質が悪く、またその他のごみも含まれていることから、有価物として取り取ってもらうことは難しい。処理費用は年1回未満のタイミングで見直す機会があるが、当社と引渡先事業者の双方に特段の事情がなければ自動更新されている。処理費用は、重さ当たりの単価の相場を基に月額又は年額として定額で設定していることが多い。


収集運搬・中
間処理業者の
意見

- 事業者から排出される飲料容器は、基本的に品目ごとに分別されていることはなく、びんや缶との混合物として収集している。リサイクラーは単一の品目のみを取り扱うため、中間処理で最も重要なことは、飲料容器を品目別に分け、異物を除去する作業である。中間処理までには、収集運搬費、中間処理費、残渣の処理費といったコストがかかるが、機械の投資等も含め、中間処理費が大きな割合を占める。


再商品化事
業者の意見

- 事業系の使用済みペットボトルについて、びんや缶等とまとめられており、品質が悪い。補助金により分別機が導入され、適切に中間処理されるようになったため、品質は良くなっている。しかし、一人一人の国民がきれいにしている市町村収集分のものと比べるとやはり品質は劣る。
- 一般的に、市町村収集分の使用済みペットボトルの購入価格の方が事業系の購入価格よりも高いが、最近の再生ペット樹脂の需要増を受け、事業系の使用済みペットボトルも値上がりしている。

3-①. 流通動向 | 事業系PETの品質

- 全国清涼飲料連合会ではリサイクルステーション設置の実証実験等を行い、分別回収の啓発、異物混入を低減する取り組みを行うことで、事業系PETの品質向上を図っている

分別回収を啓発するためのリサイクルステーション （「ボトルtoボトル東京プロジェクト」での実証実験）



異物を物理的に入れにくくする新機能リサイクルボックス

（東京都、静岡県浜松市、愛知県岡崎市、三重県津市、広島県での実証実験）

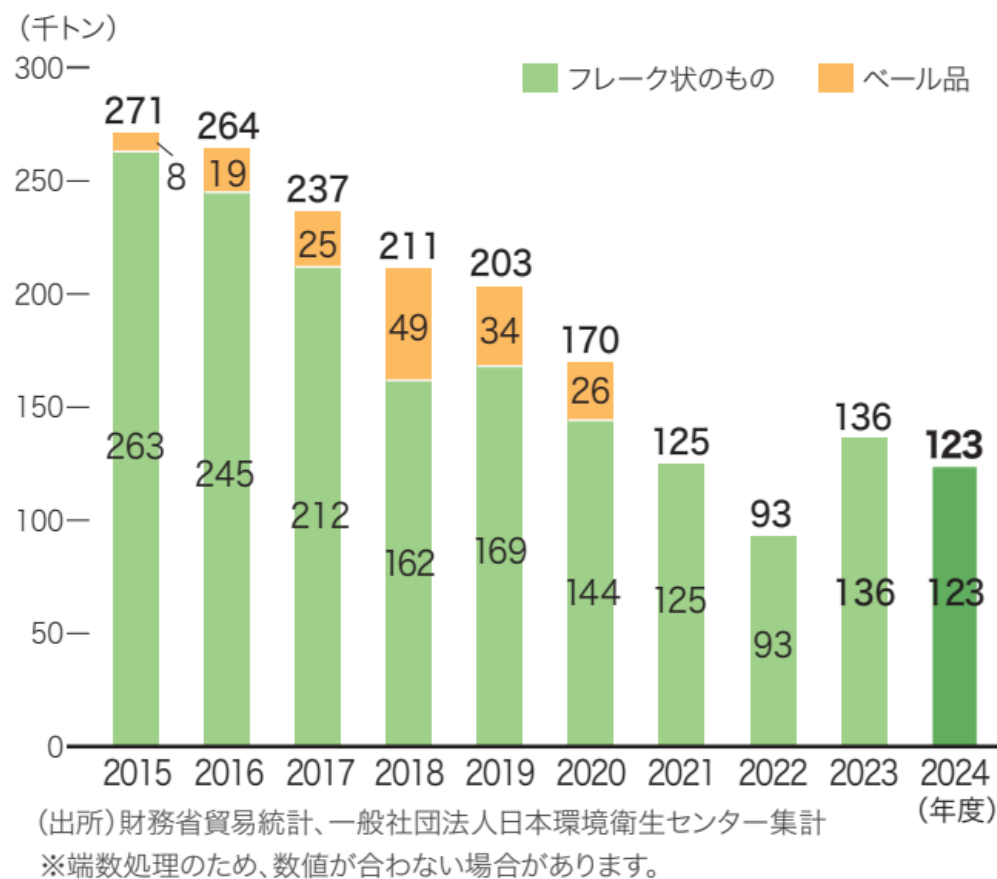


（出典）環境省 Pastics Smart_リサイクルから「ボトルtoボトル」へ。飲料業界が取り組むサーキュラー＆エコロジカル・エコノミー、一般社団法人 全国清涼飲料連合会提供

3-①. 流通動向 | 使用済みPETの輸出量

- 使用済みPETボトルのフレークの輸出量は2015年と比較して半分程度に減少しているが、近年は概ね横ばいの傾向となっている。

図7. 使用済みPETボトルの形態別輸出量推移



3-②. 価格動向 | バージン材価格

- バージン材価格（PET輸入CIF価格）は約10年間で約80～190円/kgの変動幅で推移しており、原油価格の変動と概ね連動している傾向が見られる。

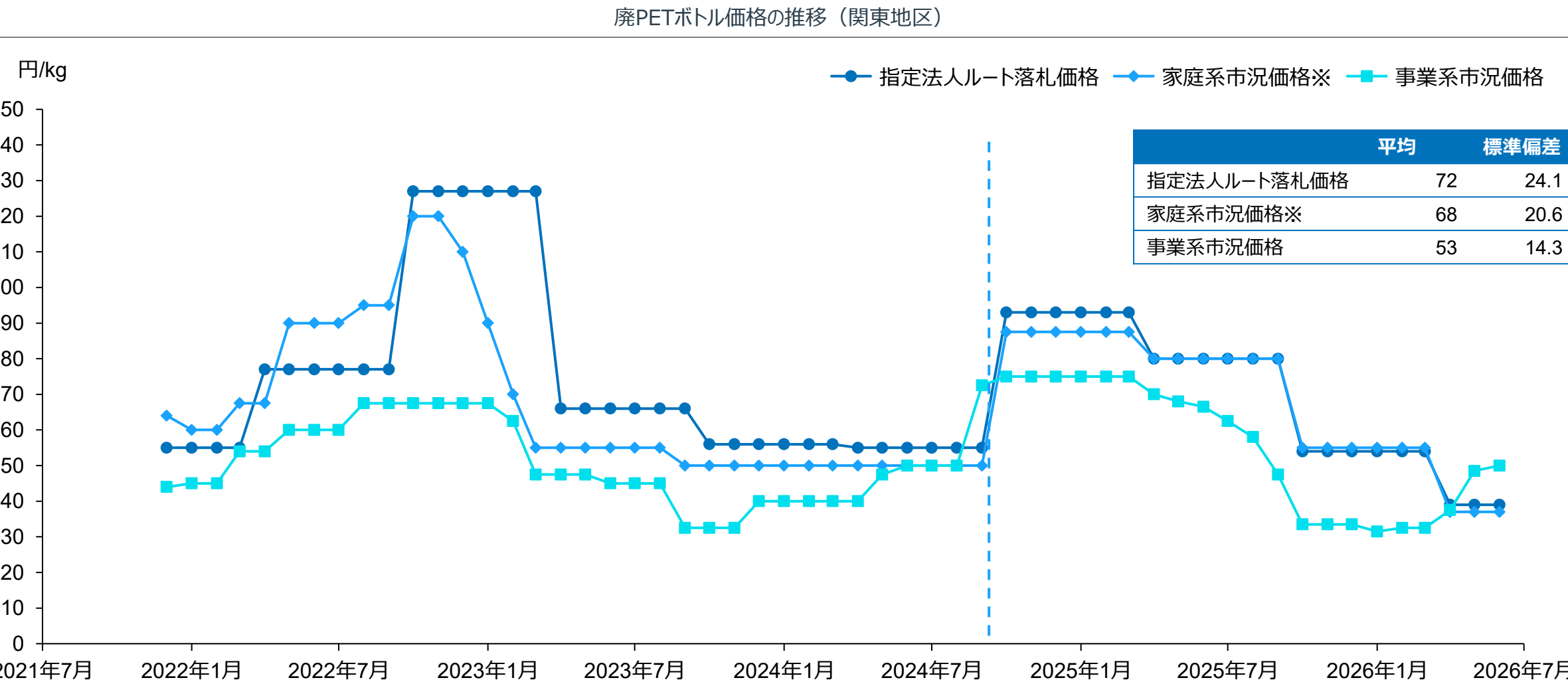
原油価格及びPET輸入CIF価格の推移



（出典）Chematels PET輸入CIF価格、ENEOSホールディングス 市況状況を基にNTTデータ経営研究所作成

3-②. 価格動向 | 使用済みPETボトル価格

- 使用済みPETボトルの家庭系市況価格は指定法人ルート[※]の落札価格と同様の変動傾向が見られる。
- 事業系は概ね家庭系を下回る価格で推移している傾向であるが、直近は輸出向け需要による価格上昇が見られる。



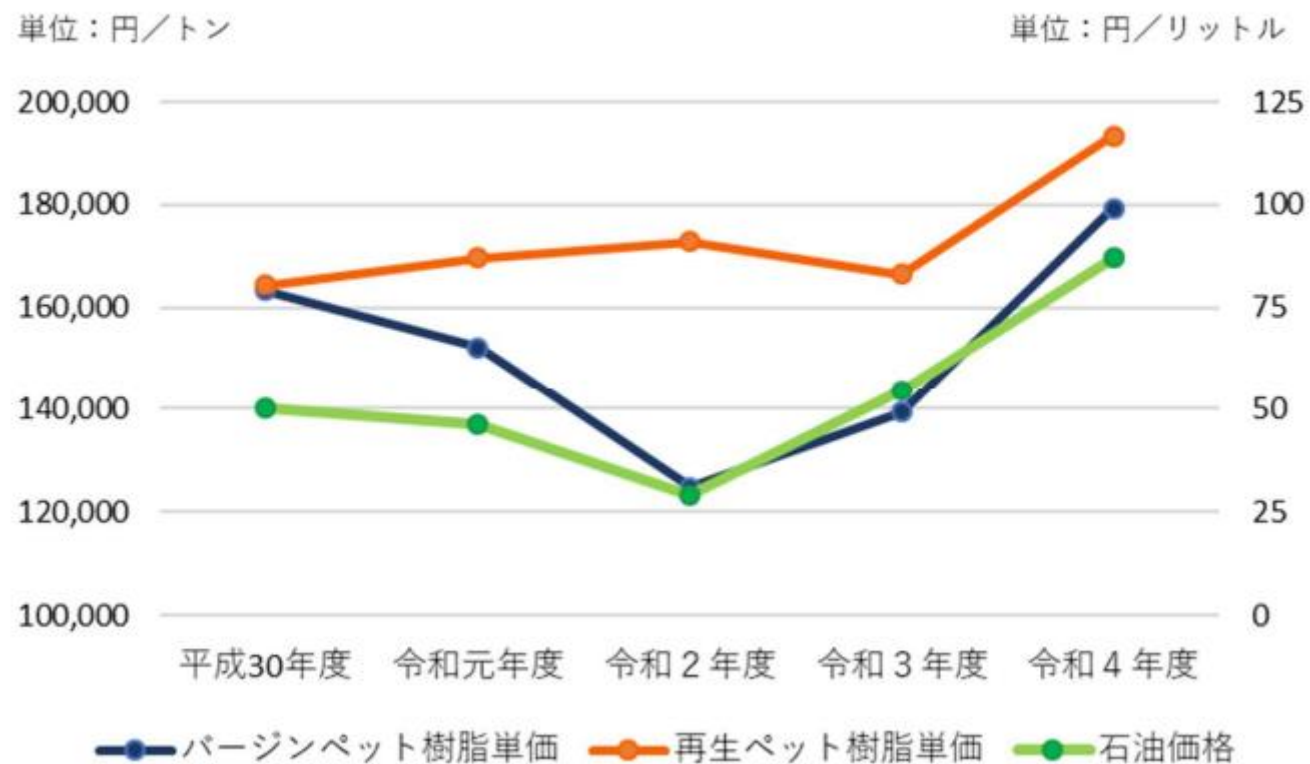
（出典）公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会、プラジャーナルの掲載情報を基に作成

※家庭系市況価格は2024年9月（グラフ中の青色破線）までは主に独自ルートで売却されたもの、それ以降は指定法人の入札結果をもとに算定となっている。

3-②. 価格動向 | 再生PET価格

- 再生PETの方がバージンPETよりも高い購入単価である傾向があり、再生PETのペレット価格は令和4年度に上昇して約200,000円/tとなっている
- 前スライドと同様に、バージンPET樹脂単価は石油価格と連動して変動している傾向にある。

図表 88：ペレットのペット樹脂の種類ごとの購入単価と石油の輸入価格

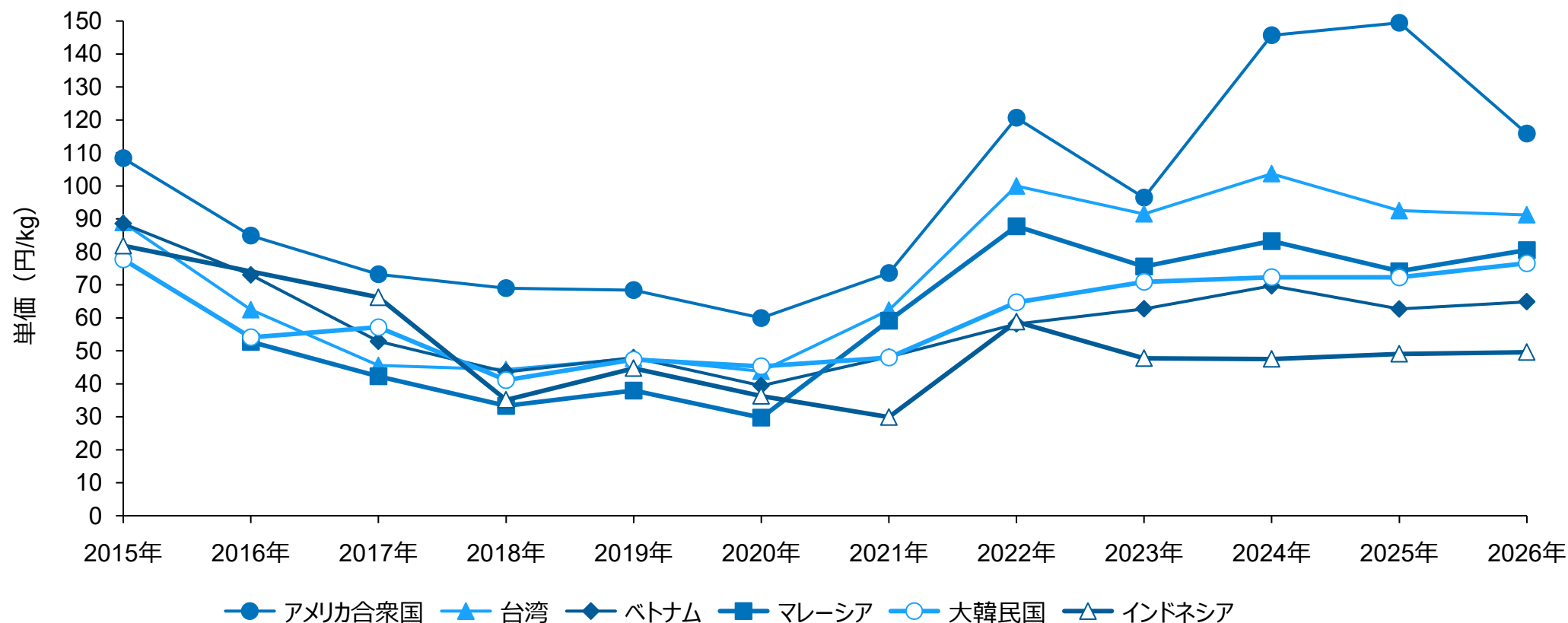


(出典) 公正取引委員会_使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書 (令和5年10月)

3-②. 価格動向 | 輸出価格

- PETフレークの輸出価格は、2023年以降ではアメリカ合衆国向けの単価に変動幅はあるものの、アジア諸国への輸出価格には顕著な変動は見られない。

PETフレーク輸出価格の推移



(出典) 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会HP_PETフレークの輸出統計を基にNTTデータ経営研究所作成

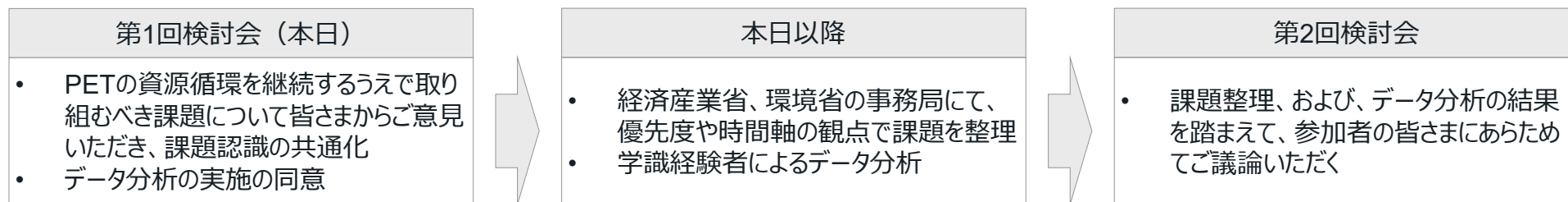
本日も議論いただきたい論点（再掲）

- 指定法人ルートにおける落札価格の安定化を主要な論点の1つとして考えているが、その他にも検討すべき課題があればご提示いただき、ご議論いただきたい。

本日も議論いただきたい論点

- ✓ PETボトルの資源循環を継続・向上するうえでの課題（以下想定例）
 - 指定法人ルート：落札価格を安定化することが大きな課題の1つではないか
 - 独自ルート：リサイクル実態の把握等が必要ではないか
 - 事業系：回収PETボトルの品質向上、回収ルート（店頭回収等）の改善等に向けても検討が必要ではないか
- ✓ 価格の安定化に向けたデータ分析の実施への同意、および、データ分析の内容に係る過不足の有無（別資料にてご説明）

〈議論の流れのイメージ〉





經濟產業省



環境省
Ministry of the Environment